

指定短期入所生活介護（介護予防）

しらぬい荘短期入所サービス

| |
|-----------------------|
| 重 要 事 項 説 明 書 関 係 資 料 |
|-----------------------|

| |
|------------------------|
| しらぬい荘設備、人員、運営等に関する重要事項 |
|------------------------|

しらぬい荘短期入所サービス（指定短期入所生活介護事業所）は、厚生労働省が定める基準により運営されています。ここでは、特に設備や人員に関する基準、医療体制、苦情処理体制等について説明します。主な内容は、次のとおりです。

1. 設置主体

社会福祉法人 水 光 会

昭和 40 年 10 月 9 日認可

2. 事業所名

しらぬい荘短期入所サービス

昭和 53 年 9 月 1 日開設

※指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 3 月 31 日指定 定員 20 名

指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定

事業所番号 4372300725

3. 所在地

〒869-0523 熊本県宇城市松橋町竹崎 1142 番地の 1

電話 0964-32-0709 FAX 0964-32-3523

e-mail info@shiranuiso.or.jp

ホームページ <http://www.shiranuiso.or.jp/>

4. 施設の規模

建物面積（地下含む）本館外付属建物

10,805.49 m²（特養・短期・しらぬい荘デイ・宿舎、機械室含む）

5. 施設の居室等の設備について

居室は、1 人部屋、2 人部屋、4 人部屋となります。その他の設備は、併設施設と共用となります。これらの施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

6. 職員の配置状況について

主に職員の配置状況は次のとおりです。

（1）介護職員

3 名の利用者に対して 1 名以上の介護職員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。

指定短期入所生活介護（介護予防）

しらぬい荘短期入所サービス

（2）看護職員

1名の看護師を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護・介助も行います。

（3）生活相談員

1名の生活相談員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。また、ご契約者に係る、短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

（4）栄養士

1名の管理栄養士（兼務）を配置しています。

ご契約者の栄養や心身の状況、および嗜好を考慮した献立を作成します。

（5）機能訓練指導員

1名の機能訓練指導員を配置しています。

ご契約者の機能訓練を担当します。

（6）医師

1名の嘱託医師を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。

7. 医療の体制について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、これらの医療機関での優先的な診療や入院治療を保障するわけでも、義務づけるわけでもありません。

〈協力医療機関〉

宇城総合病院（内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・泌尿器科ほか）

宇城市松橋町久貝 691 電話 0964-32-3111

〈協力歯科医療機関〉

徳治会歯科医院宇城

宇城市松橋町浦川内 828-8 電話 0964-32-5801

8. 事故発生時の対応について

（1）ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（2）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

（3）ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

指定短期入所生活介護（介護予防） しらぬい荘短期入所サービス

9. 苦情の受付について

(1) 苦情については

- ①ご意見箱を利用する。
 - ②電話や窓口で直接伝える。
 - ③担当の水光会職員を通じて。
 - ④書面を利用して等
- 色々な方法で申し出ることができます。

(2) 苦情申し出先は、苦情受付担当者に限らず、水光会の職員であれば誰でも可能です。又、第三者委員へも直接申し出ることができます。苦情受付担当者以外で受けた場合は、速やかに受付担当者に報告します。

(3) 苦情受付担当者は速やかに苦情解決責任者に報告します。

(4) 苦情解決責任者は、苦情内容を確認の上、必要に応じて理事会・評議員会及び第三者委員に報告します。

(5) 苦情受付担当者は、申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。この際、申し出人は第三者委員の立会を求めることができます。

(6) 解決できない苦情は、関係機関に申し出ることができます。

(7) 関係機関は、受け付けた苦情に対し、速やかに調査し解決に努めます。

(8) 事業所（苦情解決責任者）は関係機関の調査に協力し、解決に努めます。

(9) 無名記による申し出があった場合は、第三者委員へ報告し、掲示板への掲示等必要な対応を行います。

(10) 施設内の窓口

担当者を置き、迅速に対応できるように努めます。

また、時間外の対応等についても可能なように、玄関に苦情受付ボックスを設置しています。

●担当者 各担当課長及び生活相談員

●苦情解決責任者 施設長

●受付時間 原則として、月曜日～金曜日の9：00～17：00

指定短期入所生活介護（介護予防） しらぬい荘短期入所サービス

（11）施設外の窓口

●市区町村介護保険担当課

ご契約者の保険者である市区町村窓口

●熊本県国民健康保険団体連合会

熊本市東区健軍2-4-10 電話 096-365-0329

●熊本県社会福祉協議会

熊本市中央区千反畑町3-7 電話 096-324-5454

●第三者委員

相藤絹代（元学園大准教授）

- ・自宅 宇城市
- ・携帯電話 080-1717-8480

中山義弘（元民生委員・児童委員）

- ・自宅 宇城市
- ・携帯電話 090-9571-3276

10. 第三者による評価の実施状況

| | | | |
|---------------|------|---------|-----------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1 あり | 実施日 | 年 月 日 |
| | | 評価機関の名称 | |
| | | 結果の開示 | 1 あり 2 なし |
| | 2 なし | | |